

道路反射鏡設置要望書

令和 年 月 日

(あて先) 桐 生 市 長

要望者

住 所

氏 名

電 話

次のとおり道路反射鏡（ 1面・2面 ）の設置を要望いたします。

設 置 場 所	
要 望 理 由	
設置要望場所の案内図	

※事務処理欄	収 受 日		調 査 結 果	ランク 摘 要
--------	-------------	--	------------------	----------------

道路反射鏡設置基準

ランク	条 件
A	<p>次の事項に全て該当する場所に設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公道で通り抜けのできる道路であること。また、通り抜けのできない場合は10戸以上の利用があること。 2 視認性の悪い交差点若しくは急カーブであること。 3 道路反射鏡を設置することにより交通事故を未然に防ぐことができ、設置効果が十分に発揮できると認められる場所であること。 <p>但し、上記の1～3の事項全てを満たさない場合であっても、設置効果及び公共性の極めて高い場所については、設置することができる。</p>
B	<p>将来的に道路形態の変更若しくは交通規制の変更等が予定されている場合は次回へ見送り再検討する。</p>
C	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は設置しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共性が希薄（交通量が少なく、利用者が限られている）である場合 2 個人又は事業者が所有する駐車場、アパート及び店舗等の出入り口である場合 3 私道である場合 4 信号機の設置されている交差点である場合 5 視認により交通安全上必要な視界が確保される場合 6 設置効果はあるが設置場所の確保が困難である場合 7 その他（道路改良、交通安全施設の設置等が確定されている場合）
D	<p>再度要望であり、現場の状況が変わっていない場合は調査対象外とする。</p>